

# 8.著作権と複写サービス



この利用ガイドでは、図書館資料とその複製について、著作権法との関わりを簡単にご案内します。

## 1. 本は勝手に複写していいの？（著作権とは・・・）

本などの著作物を勝手に利用することはできず、利用するためには原則として著作権者の許諾が必要となります。なお、ここでいう「利用」とは、著作権の対象となっている行為であり、複製、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、貸与、頒布などのことです。

著作権法第2条1項1号 “著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。”

「著作権」とは、文芸・学術・美術・音楽等の分野において、思想や感情を創作的に表現した作品（「著作物」といいます）を、他の人に勝手に使用されたり、公表されたりしないよう保護する権利のことです。この著作権の保護を目的として制定された法律が「著作権法」です。著作権は、「知的財産権」のひとつであり、コピーライトとも呼ばれます。

## 2. 図書館で著作物を自由に貸与していいの？

著作権法第38条4項 “公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。”

とあるように、公共の図書館は無料ですので、本・雑誌・CDは自由に貸出ができます。但し、映像資料（DVD・ビデオ）については、著作権者の許諾が必要となり、相当な額の補償金を支払った上で、図書館での貸出が可能となります。

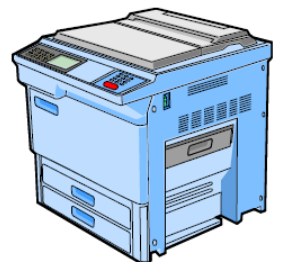
## 3. 図書館での複写サービスは、著作権法に規定があるの？

著作権法は、図書館の社会的機能に配慮し、この機能達成のために利用者へ知識を提供する際には、複製が必要であろうと認め、またこの複製に対しては著作権者も理解できるだろうとの認識で、条文が制定されています。著作権法第31条は図書館に関して著作権を制限した条項で、これにより図書館は複写のたびに権利者の許諾を得なくても良いことになっています。

### 著作権法第31条（図書館等における複製等）

図書館等においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。）の複製物を1人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合



#### 4. 複写をすることができる「著作物の一部分」とは、どこまでを言うのですか？

一般的には一つの著作物の半分までとされています。具体的にはつぎの通りです。

- 1冊400ページの本が1話の小説であれば、200ページ以下までです。
- 短編集の場合は、掲載されている個々の作品の半分以下までです。
- 楽譜や俳句、短歌、詩は、1曲、1句、1首、1編の半分以下までです。
- 画集・写真集は、掲載された作品それぞれが1つの作品ですので、作品ごとの半分以下。
- 漫画『サザエさん』を研究のため複写する場合、1話が4コマで完結していますので、4コマで一著作物とみなされます。従って、4コマの半分以下までとなります。
- 住宅地図や区分地図など合作になっている著作物は、見開いた両ページをもって一著作物と見なされますので、見開き2ページの半分以下までです。
- 雑誌などの定期刊行物の場合は、最新刊は図書と同じ扱いで、一つの記事や論文の半分以下までです。ただし発行後相当期間経過したもの（最新号が発行された場合、その前の号は相当期間経過したものと見なします）に掲載された個々の記事や論文については、全部分の複写ができます。
- 新聞の場合は、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」のような著作権のない記事と、「社説・論説・学術的解説記事」などのように著作権のある記事とがあり、著作権がない記事は自由に複写できますが、著作権がある記事の複写は定期刊行物と同様に、一つの記事や論文の半分以下までとなります。



#### 5. 複写申込書を書く必要があるの？

3で説明にあるように、著作権法第31条のもと、図書館で認められる複写は、ある一定の条件を満たした場合に限られます。そのため、ご利用の際には「複写申込書」に記入していただき、職員が確認させていただく必要があります。ご協力をお願いいたします。

#### 6. 図書館の資料を借りて、コンビニの複写機でコピーしてもいいの？

図書館から借りたものか、自分で購入したものかの区別なく、私的使用のための複製に該当すれば、著作権者の了解なしに著作物を複製することができます。

##### 著作権法第30条（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

ただし、本来この規定は私的使用の目的で、私的領域（自宅等）で行われる複製を認めたものであって、公衆が使用する目的で設置された自動複製機器（コンビニ等）を用いた複製は認められていません。しかし、コンビニ等で行われる文献複写については、著作権者の了解を得るための仕組みが整っていないこと等の理由から、当分の間の暫定措置として、複製は認めることとしています。